

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成31年3月6日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	滝川美幸君	副委員長	金丸幸司君
	秋山照雄君		赤澤厚君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	小浦宗光君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（14名）

議長	長谷部集君		伊藤毅君
	加藤敬徳君		清水和弘君
	横山洋介君		五味武彦君
	金丸寛君		小澤重則君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	山本英俊君		内藤久歳君
	藤原正夫君		保坂芳子君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	興石春樹君	総務部長	三井敏夫君
生活環境部長	小田切聡君	教育部長	三澤宏君
企画財政課長	山田洋君	総務課長	石合雅史君
人事課長	高鳥悟君	防災危機管理課長	長谷川秀明君
市民活動支援課長	白神忠広君	会計管理者	横森貴志君

学校教育課長	内藤和彦君	敷島・双葉 学校給食 センター所長	岸部俊一君
生涯学習文化 課長	土屋達巳君	図書館長	保坂和也君
企画係長	田中貴則君	財政係長	宮本裕君
総務係長	小林一三君	情報政策係長	有泉正恵君
人事係長	瀧波秀彰君	給与係長	小池清美君
防災減災係長	広瀬修君	市民生活係長	窪田美世君
出納・審査 係長	依田佳久君	指導監	小山田拓也君
学事係長	早川英彦君	保健給食係長	荻原実香君
教育指導係長	中村忠廣君	生涯学習係長	羽中田和幸君
図書館 総務係長	坂本和代君		

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岩下和也 書記 輿石文明

#### 審査内容

##### 1 条例等審査

- 議案第 1 号 甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び甲府地区広域行政事務組合規約の変更の協議の件
- 議案第 2 号 甲府地区広域行政事務組合の視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務の廃止に伴う財産処分の協議の件
- 議案第 3 号 甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件
- 議案第 15 号 甲斐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正の件
- 議案第 16 号 甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件
- 議案第 17 号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件
- 議案第 18 号 甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件
- 議案第 20 号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第 5号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）

議案第 9号 平成30年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

3 その他

開会 午前 9時27分

○書記（輿石文明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、滝川委員長、挨拶をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 改めまして、おはようございます。

昨日、建設経済、厚生環境常任委員会が終わりました。本日、総務教育常任委員会で委員会の審議が終わるわけですが、この本会議において、一般質問の中で、子供たちの虐待の問題を取り上げた議員さんたちが大変大勢いらっしゃいましたが、また、昨日から3歳の女の子が虐待されていたという報道がされております。本当にどんな時代になってしまったのかなということを危惧するところではありますが、甲斐市でもそのようなことが起こらないように、私たちもしっかりと活動していかなければならないと痛切に感じております。

きょうは大変重要な委員会であります。慎重審議をお願いいたしまして、なるべく時間内で、午前中で終わるように努力をしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、始めます。

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（滝川美幸君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、1問1答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可いたしますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため人数を申し上げます。甲斐市民クラブ2人、創政甲斐クラブ2人、新政会1人、公明党1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となっております。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等審査を行います。

議案第1号 甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び甲府地区広域行政事務組合規約の変更の協議の件を議題といたします。

ここでご報告いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、議会は、議決をする前に教育委員会の意見を聞かなければならないこととなっております。議長名で、別紙の紹介文書により市教育委員会へ意見を求め、裏面の回答文書により提出議案のとおりとすることが適当である旨の回答を得ておりますので、ご報告をいたします。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、当局より説明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 改めまして、おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、企画財政課から、議案第1号 甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び甲府地区広域行政事務組合規約の変更の協議の件についてお願いいたします。

議案集は9ページ、また、新旧対照表を定例市議会資料の1ページに掲載しておりますので、参照をお願いいたします。

最初に、議案集の9ページからお願いいたします。

共同処理する事務の変更及び組合規約を変更することについては、地方自治法第286条第1項の規定によりまして協議が求められましたので、提案理由にもあるとおり、地方自治法第290条に基づき、議会の議決を必要とするものであります。

共同処理する事務の変更であります。甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金を活用する事業の実施に関する事務及び視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務を

廃止するものであります。

この事務を廃止することに伴いまして規約変更を行うものでありますが、内容につきましては、定例市議会資料1ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条で、共同処理する事務のうち、第1号、甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金を活用する事業の実施に関する事務と、第5号、視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務が削除となります。

次に、第15条の2、選挙管理委員会は、教育委員会を置く場合に附随する場合の規定になりますので、今回の改正により削除となるものであります。

次の2ページをお願いします。

第17条第1項第1号、第2号、第3号、第4項及び3ページの別表の改正につきましては、第3条の号ずれによる改正であります。

以上で、議案第1号 甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び甲府地区広域行政事務組合同規約の変更の協議の件についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 提案理由、地方自治法の290条の規定によりというようなことも書いてあるんだけど、そもそもこの規約の中から、ふるさとの市町村基金の活用する事業の実施に関する事務とか、こういうものをなくすという、その目的というか、これはどういう意味合いでこういうものが、今回、改正になったんですか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） この事業におきましては、各構成市町が、たしか交付金でもらったお金を持ち寄りまして、その運用益をもとに、ふるさと市町村圏事業、ふるさと視聴覚ライブラリー事業というものをやっておったところでございます。構成市町、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町で総額12億3,400万円ほどの基金を造成しまして、その運用益をもとにさまざまな事業を行ってきました。例えば、親子防災体験研修、ふるさと再発見ツアー、あと視聴覚ライブラリー、このような事業を行ってきたわけなんですけれども、その事業が、21年3月31日をもってふるさと市町村圏推進要綱等が廃止されたことに伴い、原資も23年

度に各市町に返還されたということで、残りの運用益の残額をもって運用してきたんですけども、その残額がなくなるということで、今回の廃止の運びになったということでございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） こういう事業というのは、結局、もうやらないということなんですか。何か違う方法で継続してやるということなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 31年度をもって廃止するということになりますけれども、親子防災体験研修におきましては、消防事務に関してはもともと広域でやっているということの意味合いもありますので、これは今後検討していく必要があるだろうと。また、広域において何かできることがあればやっていければいいのかなというような話は出ておりますので、申しわけないですけども、今後の検討ということでご理解をお願いしたいと思います。以上であります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 平成31年4月1日から。あと1年間をやるということでよろしいですか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（滝川美幸君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） では、さっき言った12億の運用益で今までやってきたんですけども、今どのくらいあるかわかりませんが、最後はその残りを活用して運営していくということでよろしいですか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 31年度においては、視聴覚ライブラリー事業は、新しいものは購入しないということの中で事業を実施します。親子防災体験研修につきましては、31年度をもって終了予定となっております。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに、委員より質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び甲府地区広域行政事務組合同規約の変更の協議の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第1号を終わります。

続いて、議案第2号 甲府地区広域行政事務組合の視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務の廃止に伴う財産処分の協議の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 引き続きよろしくお願いたします。

企画財政課から、議案第2号 甲府地区広域行政事務組合の視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務の廃止に伴う財産処分の協議についてお願いするものであります。

議案集は11ページになりますので、よろしくお願いたします。

視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務の廃止に伴う財産処分につきましては、地方自治法第289条の規定によりまして協議が求められましたので、提案理由にもあるとお

り、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を必要とするものであります。

甲府地区広域行政事務組合では、視聴覚ライブラリー事業として視聴覚教材等の貸し出し事務を行っておりましたが、来年度末で事務を廃止することとしておりまして、その廃止に伴いましてライブラリーの財産について、組合を構成する市町への譲与及び廃棄により、これを処分するものであります。

構成市町への譲与とするものにつきましては、プロジェクター3台、スクリーン9台、スピーカー2台、DVDプレイヤー4台、視聴覚教材としてDVD254本であります。そのうち本市に譲与されるものについては、記載のとおりであります。

廃棄するものとしましては、映写機4台、プロジェクター1台、ビデオデッキ4台、スピーカー2台、視聴覚教材として16ミリフィルム等654本であり、機材等はいずれも使用不可能となっているものであります。

以上で、議案第2号 甲府地区広域行政事務組合の視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務の廃止に伴う財産処分の協議の件についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 廃棄するものは何年くらいのものなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 申しわけありませんが、そのことについてはちょっとわかっておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに、委員より質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 甲斐市に結構いろんなものが来ますけれども、管理はどこですか。

しょうか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 基本的に、一番最初に廃棄するというので、各市町で欲しいものありますかということをお聞きしました。その中で市町が希望をとりまして、重複していないものについては優先的にその市町に譲与しますと。重複しているものにつきましては、ほかのものを見ながら割り振ったという状況であります。甲斐市におきましては、教育委員会のほうに聞きまして、学校と、あと保育園のほうにお渡しするということを考えております。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） ほかに。

清水正二議員。

○議員（清水正二君） これだけのものを譲渡されるということなんですけれども、今、お話を聞くと、学校とかそういうところに振り分けるという話なんですけど、こういったものの備品の台帳とかそういったものはどこで管理するんですか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 備品の管理につきましては、当然、そのもらった学校とかが管理する、保育園とかが管理するということになるかと思います。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

清水議員。

○議員（清水正二君） 今、その学校とかが管理するというんだけど、受け入れとしては市が受け入れるわけですね。それから渡すのに、そのままストレートでもってその学校に備品を渡すという形というのは、何か不自然のような気がするんだけど、一括でもって管理するとかということはないんですか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） まことに申しわけありませんけれども、そこまでちょっと理解していなくて申しわけないんですけれども、主要備品的な、金額的に大きいものについては、教育委員会で管理することになると思いますが、少額備品的な、いわゆるDVDとか、その他の教材的のものについては学校管理、1回は教育委員会で受けますけれども、管理は学校でしてくださいという形になるのではないかと思います。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

はい。

○議員（内藤久歳君） 今の件だけれども、教育委員会のほうで受けて学校にやると、今度、学校で管理するということと、あと、例えばその教材そのものをどこかで借りたいというときに、ほかの学校に貸したりすることもするのか、それとももうその学校で固定的に置いておいてやるのか、その辺のところか。

だから、小学校、中学校16校あるわけだけれども、行くところと行かないところがあるよね。それぞれの学校の希望を聞いて、そういうことをやってそこにやったらそれでいいけれども、その辺の公平性というか。それとあと貸し出しをするとか、その辺のところの部分はどういうふうにしていくの。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 学校等の相互間の中で多分運用できるのではないかと、企画財政課のほうでは思っておりますけれども、基本的には、同じDVDにしましても何巻かそろってのワンセットという形になると思いますので、それを何々小学校から何々小学校の中で、相互間では使えるということにはなると考えております。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そういうことも含めて、せっかくある教材だから、そういうものは有効的に活用して、学校間のものにうまく教育委員会と受けて、出すのは教育委員会けれども、教育委員会のほうに委員会でこういう意見があったということを伝えてもらって、そして有効的に使うようにまた考えてもらいたいと思うけれども、その辺は。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） わかりました。教育委員会のほうに、譲与を受けたものについては相互間で利用できて、かなり多くの児童・生徒が使えるようにということを話をさせていただくことでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに、傍聴議員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第2号の質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 甲府地区広域行政事務組合の視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務の廃止に伴う財産処分の協議の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてご一任願います。

以上で議案第2号を終わります。

ここで、職員入れかえのための暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時50分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、議案第3号 甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

石合総務課長。

○総務課長（石合雅史君） おはようございます。

総務課から、議案第3号 甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして説明いたします。

議案書13ページ、議会資料は4ページになります。

平成29年6月21日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律により、市議会議員選挙においても、市長選挙同様に選挙運動用ビラの頒布が可能となり、その作成について公費負担の対象とされたところであります。

ビラの基準は、頒布の上限4,000枚で、上限内で2種類のビラまで作成可能となります。大きさはA4判以内で、色や紙質の制限はありません。

公費負担は1枚につき、市長選挙同様7.51円。限度額は3万40円となります。

条例では、これまでビラの公費負担については、長の選挙に限るとされてきましたが、法の改正を受け、議員選挙においても公費負担の対象となるよう所要の改正を行うものであります。

また、今回の条例改正に関連し、議会資料5ページにごございます公費負担に関する規程並びに議会資料15ページの甲斐市公職選挙執行規程につきましても、市長選挙及び市議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布枚数を追加修正するとともに、様式等におきましても所要の改正を行うものでございます。

なお、法律の施行は、平成31年3月1日でありますので、この日以降に執行される市議会議員選挙から適用されることとなります。

以上、甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正に係る説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なしでよろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第3号の質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決するものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第3号を終わります。

ここで、職員入れかえのための暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時56分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、議案第15号 甲斐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お疲れさまです。よろしく申し上げます。

人事課から、条例の一部改正につきまして説明をいたします。

甲斐市定例市議会議案の79ページをお願いいたします。

議案第15号 甲斐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正の件でございます。

これは、地方公務員法の一部改正に伴い、分限に関する手続及び効果につきまして所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明をさせていただきますので、甲斐市定例市

議会資料の33ページをごらんください。

改正の内容は、まず第1条におきまして、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項につきまして、降給を条例で定める規定が追加されたことに基づき、現在、降任、免職及び休職の手續及び効果という規定に、降給という規定を追加するものであります。

次に、第2条では、降給の種類につきまして、降格と降号の2種類に分類します。降格とは、職名を変えずに職務の級を下位の級に変更すること、降号は、同一の職務の級の下位の号給に変更することをいいます。

続いて、第3条の降格の事由ですが、第1号では、人事評価の勤務実績がよくない場合、第2号は、心身の故障の場合、第3号では、職務の適格性を欠く場合の3つを規定します。

次の第4条では、降号の事由として、人事評価の勤務実績がよくない場合で、職務の級に分類されている職務を遂行することが可能と認められるが、必要がある場合は降号するというものです。

次に、第5条は、降任、免職、休職及び降格の手續ですが、こちらは心身の故障による手續の規定となっており、旧の第2条では1文となっているものを号立てし、第1号では降任または免職、第2号では休職、第3号として降格を追加するものです。

今回の改正は、地方公務員法におきまして人事評価が制度化されたことにより、人事評価による勤務実績を、職員の任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用することになったものです。

本市の状況につきましては、平成24年度から人事評価制度を本格実施しており、毎年2名程度、勤務実績のよくない職員の評価結果が出ておりますが、複数年続けて同じ職員が成績不良となった事例はなく、職場内での指導、育成や適材適所による配置転換を行って改善を図っております。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願ひいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 降号ですが、今、物すごく号が細かいですよ、たしか。あの辺の扱いはどうなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 各級に号というのが下にぶら下がっているといいますが、幾つもありますけれども、級によってその号が全部同じではなくて、多いところだと100近くまであるものがあります。そういったところで、現在受けています号が、例えば5級の50号というようなものを受けているとしたら、5級の級は変わらずに号が50から、例えば45になるとか、そういった50から下のほうになるというのが降号という意味合いです。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに、委員より質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

質疑がなければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

清水議員。

○議員（清水正二君） 資料のほうの34ページの、今の降号の事由なんですけれども、勤務実績がよくない場合であり、かつその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合とあるんですが、ちょっとここら辺、詳しく教えてもらえますか。よくない場合で、職務を遂行することが可能というふうな解釈がちょっとわからないんですが。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 私もここを読み下すのにちょっと考えましたけれども、実は、降号というのは、一番下の分限の処分ということになりまして、その上には降格という、級が下がるというところがあります。それではなくて、級は同じままで号だけ下げるというのは、今あるこの規定の中では軽いものということになっていまして、級をその同じ職位の級でいますけれども、そこまで級を下げなくてもというところの範囲で、号だけを下げると給料を低くするという意味合いです。ですので、一番軽い段階で、同じ、例えば係長だったり、副主幹だったりという職位のままであっても、その能力は持ち合わせているけれども、今回、何か事例があって勤務成績がよくなかったというような場合で、号だけを下げるという、そういう意味合いです。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

内藤議員。

- 議員（内藤久歳君） 今の説明だと、当然、給料も下がるということなんだけれども、自分から申し出るということも受け入れるということもありますか。
- 委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。
- 人事課長（高鳥 悟君） はい。降任の制度というのがありまして、そういうものは受け付けています。それは、級を下げるという降任、降格と同じで、降号という制度はないです。
- 委員長（滝川美幸君） 内藤議員。
- 議員（内藤久歳君） 降格願というのは個人で出せるけれども、降号願というのは、個人ではできないということね。そういうことね。
- 委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。
- 人事課長（高鳥 悟君） はい、そのとおりでございます。
- 委員長（滝川美幸君） 横山議員。
- 議員（横山洋介君） これまで事例がなかったということで、恐らくすごいわかりづらい部分があると思うんです。例えば、今、若くしてがんになる方もいらっしゃるんで、がんになって仕事量が減ったよというふうになって、通院もしなきゃいけないという状況になってきたときに、今回、こんなものを入れたとき、今までの現行だとどうなって、これを入れることによって今度どうなるかという、そういう具体的なものが多分ないと、皆さんわかりづらいと思うんですけれども、そういったところというのはどんな感じになるんでしょうか。
- 委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。
- 人事課長（高鳥 悟君） 傷病等で休暇でしたり、休職等になった場合は、その期間は、休んでいる間は、人事評価とかはございませんので、その時点でこれが反映されるということはないんですけれども、休職の場合は、休職になってから3年間たちますと、休職の期限がございます。それが終わった時点で、こういった分限というようなことになろうかと思えますけれども、この制度、今回改正になりまして、この部分は以前とは変わらずでございます。これはあくまでも勤務しているときの状態でございますので、勤務の成績によりましてなります。ですので、傷病等の場合で、それが終わって復職したときには、またその職場の勤務している状態において成績を見ますので、休んでいる間の部分についてはそういったものはございません。
- 委員長（滝川美幸君） 横山議員。
- 議員（横山洋介君） ですから、復帰されたとしても、恐らく傷病の場合、大きい場合は、100%の成果というのは上げられないと思うんです。だから、そういった何か救済するよう

な措置とか。例えばあとは親の介護だったりとか、そういった部分も出てくると思うんですけども、そういった救済するような措置というのはあるんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 休暇の部分は、先ほど言ったように休暇というものが保障されています。休暇が明けて出てきた場合には、そちらの違う休暇と言ったらおかしいですけども、休暇にもそれぞれありますので、有給休暇であったり。自分自身だったら、再度、傷病休暇をとるとか、介護の休暇をとるとかという部分で対応させていただいておりますので、そのほかの部分については特に救済措置というものはございません。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに、傍聴議員よりありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第15号の質疑を終了いたします。

これより、議案第15号 甲斐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第15号を終わります。

続いて、議案第16号 甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 続きまして、議案第16号 甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件でございます。

甲斐市定例市議会議案の81ページと、市議会資料の36ページの新旧対照表をあわせてご覧ください。

こちらは2つの改正があり、1つ目は、再任用職員に関するもので、1日の勤務時間を現在の6時間から7時間30分に改正するものです。

これは、年金受給開始年齢の段階的な引き上げにより再任用職員の増加が見込まれる中、再任用職員のポストにつきましては、当初、公民館長や児童館長等の業務が主でありましたが、平成29年度からは一般行政事務にもついており、再任用職員の経験や能力をより一層業務に反映できるよう、1日の勤務時間を拡大するものであります。

第2条第3項の1週間当たりの勤務時間の15時間30分から31時間までの規定を、37時間30分に改正するものです。

また、条例ではありませんが、再任用に関する事務取扱要綱に規定されております給料についてですが、当初、職員のOBであった社会福祉協議会やシルバー人材センターの局長の給料を参考に算定されていましたが、現在の県内他市の状況や、今年度の人事院勧告におきまして、定年延長時の給料が60歳時の給料の7割とするということが明確化されたことにより、給料の見直しを行うものであります。

内容は、現在、行政職は、一律、再任用2級に規定されていますが、退職時に6級以上であった者は再任用4級に、退職時に5級以下であった者は再任用3級に改正するものであります。また、同様に看護・保健職につきましては、一律、再任用1級であったものを、退職時5級以上の者は再任用2級に、退職時4級以下であった者は再任用1級にするものであります。

行政職における具体的な金額は、現在の再任用2級の給料の月額21万5,200円のところ、再任用4級では27万4,600円、再任用3級は25万5,200円とするもので、これは、今年度、定年退職をする職員の給料の7割を計算した額の、その下位に当たる再任用の級に充てたものでございます。

来年度の再任用職員は19人を予定しており、現状の1日6時間の勤務時間、給料を再任用2級というものから、1日7時間30分、給料を4級、3級に見直した場合、全体で約2,670万円増額することとなります。そのうち勤務時間の見直しに係る増額分は約1,260万

円になります。また、19人のうちの6人は、一般職非常勤職員を配置する部署への配属を予定しており、一般職非常勤職員6人分、約1,440万円を再任用職員の経費から賄うものがあります。したがって、実質的には約1,260万円が増額分となります。

次に、2つ目は、長時間労働の是正措置というもので、今般、労働基準法の改正に伴い、長時間労働の是正のための措置として、国家公務員におきましても時間外勤務命令を行うことができる上限を定める改正が行われるため、所要の改正を行うものであります。

第8条の正規の勤務時間以外の時間における勤務についての規定に、第3項として、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるという、時間外勤務命令を行うことができる上限を規則に委任する条文を追加するものです。

今年度中には、人事院規則におきましてその詳細が規定されるものと見込まれており、本市も人事院規則に準拠し、改正を行う予定であります。

詳細につきましてははまだ示されておきませんが、労働基準法におきましては、時間外勤務の上限は月45時間、年間360時間となっており、人事院規則も同様の内容になるものと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この級が少し上がるということですが、机の配置なんかはどういう感じになるのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 机の配置等は、一般の行政事務についていただく方はそのまま同じ配置になると思います。特に改めて場所を確保するようなどはございません。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに、委員より質疑がありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この再任用の件だけれども、適正化計画の中で、今までフルタイムでやると人数にカウントされて、そしてやることがあったので、時間を6時間15分ということとを前のときに聞いたことがあるんだけど、今度、時間がフルタイムになるよね。職員と同じですよ、これ。違うの。15分ぐらい違うの。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 今おっしゃったように、フルタイムは7時間45分でございます、7時間30分ですと15分短い。今の一般職非常勤職員も同じ7時間30分で勤務をしておりますので、一般職非常勤職員と同じ時間で、ほぼフルタイムに近いところで、そういった能力や実績のほうを發揮していただきたいというふうに考えています。議員さんおっしゃられたように、定員適正化計画のほうは、フルタイムの勤務ですと定員に換算をされますので、定員に換算されない短時間勤務ということにしています。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 15分でも縛りを逃げるという格好になると思うんだけど。というのは、結局、それでもって事務をこなしてきたと。そういう背景の中で、結局、1,260万円、出がふえるわけじゃないですか。その辺のところの定員適正化計画の中と、実質的には人数がふえるという部分でトライしてもいいような気がするんですけども、その辺の整合性というか、その辺のところは何かそういう都合に合わせてそういうふうにやったという感じがしないでもないけれども、その辺のところは、その大きな目的というか、その辺のところはちょっとよく理解しがたい部分があるんだけど、その辺はどうですか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 時間に関しましては、やはり6時間の勤務ですと、一般行政の事務についていきますと、やはり勤務しない時間にお客さんが来たりとか、違う関係の部署から電話があったりとかということに対応ができない部分も出てきますので、そういった意味では7時30分というところで勤務をしていただいたほうが、より住民サービスであったり、行政の事務がスムーズにいくんじゃないかということで時間の拡大をさせていただきました。

また、給料のほうは、先ほども申しましたとおり、定年延長ということが、今年度の人事院勧告では、以前から話ありましたが、明確化をされて、給料のほうも、退職、60歳時の7割を確保するということが明確化になりました。定年延長も、もう来年度からは具体的に国のほうも進めていくというふうになっておりますので、そういったところで、それを見据えた中で今回の給料の改正をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） ほかに、傍聴議員。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 今の人事院勧告の指導云々という話の中で、私、やっぱり再任用がふえていくのはむしろ歓迎という立ち位置なんだけれども、適正化の数字で、今度新規の職員を絞っていっちゃうみたな形になると、15分違うから非正規、だから適正化の数字は460なら460のまま、要するに正規職員の数を余りふやさない、ふやさないという方向だけに行かれると、何となく、市が独自で条例で何かができる部分があれば、本来的にいったら、そういうふうより、なるだけ非正規を減らして正職をふやすというふうにして、順序立てて育てていくみたいな形のほうが、私は普通のような気がするんだけど、なかなか思うようにそれができないのは財源だけですか、問題は。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 今、定員適正化計画で460人というのを、平成33年度の4月ということで目標でやっておりますけれども、現時点での職員はまだ440人ちょっとです。ですので、20人弱ふやしていかなきゃいけない。毎年20人近くの新採用職員を頑張って採用しているところでございます。そういった中で、その460人というのもこれから見直していかなければなりませんけれども、定年延長ということになりますと、定年延長ですので正職員のまま延長されるわけで、そうすると、当然、定員の中に入ってきます。そうすれば、定員適正化計画という考え方も、また違ってくると思いますので、そのときはそこをまた考え直すことになると思いますけれども、現時点では460人にいかに早く近づけていくかというところで、そういったところで正職員の数をふやしていったら、一般職非常勤職員の方、減らすと言ったらおかしいですけども、今現在、正職員を充てなきゃならないところを、一般職非常勤職員の方に補っていただいておりますので、そういったところで正職員を確保して、正職員がつくべく所属に配置していくことを、今、努力をしているところでございます。

○委員長（滝川美幸君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 今、再任用が19人、新採用20人ぐらいという、バランス的にはぐあいがいいわけだね。ちょうどいいというか。要するに再任用の方は、あちこち回ってきて、それで定年延長はまだ制度化されていないから云々ということなんだけれども、経験値が高い、それだけの能力もあるということになると、やっぱり新採用をちゃんと教育してくれる、そういう分野に配置をうまくしてというふうなことは、条例と直接関係ないかもしれないけ

れども、根本的には考えていかなきゃいけないと思うんだけど、そういう配慮はしますか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 定年退職される方は、20年、30年というふうに勤務実績を重ねていて経験も豊富ですし、知識もそれなりに蓄えていると思いますので、そういった知識、経験を、新しく入ってきた職員、また、その所属にいる職員に的確に伝えて、より住民サービス向上につながるように職員の育成をしていきたいというふうに考えています。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに、傍聴議員より質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第16号の質疑を終了いたします。

これより、議案第16号 甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第16号を終わります。

続いて、議案第17号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 続きまして、議案第17号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件でございます。

市議会議案の83ページと、市議会資料の37ページの新旧対照表をごらんください。

こちらは、平成26年の人事院勧告により、管理職特別勤務手当について、今までの週休日等に勤務した場合の手当の支給に加え、平成27年度から平日において災害等への対処のため、深夜に勤務した場合の手当を支給する改正が行われました。国における管理職員特別勤務手当は、週休日等と平日深夜の手当額が異なっていますが、本市では同額となっていることから、国・県より改正の指導を受けているため、条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容は、第15条の3第3項第1号の週休日、または祝日法による休日等、もしくは年末年始の休日等に勤務した場合の額を、1回1万円のところを1万2,000円に、同項第2号の平日の午前零時から午前5時までの間に勤務をした場合の額を、1回1万円のところを6,000円に改正するものであります。

なお、この管理職員特別勤務手当につきましては、現在、本市では代休扱いとしており、手当の支給はしておりません。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第17号の質疑を終了いたします。

これより、議案第17号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第17号を終わります。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、議案第18号 甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

長谷川防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） お疲れさまです。

防災危機管理課から、甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件について説明をさせていただきます。

それでは、議案の85、86ページをお願いいたします。

まず、改正する理由について説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正が必要となるものであります。

次に、条例の改正案の説明になりますけれども、新旧対照表のほうでいたしますので、議会資料の38ページをお願いいたします。

災害援助資金の貸し付けを受ける場合、保証人を立てなければならないとしていた災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項が、被災者の実情を考慮し削除されたため、

第14条の見出しに保証人を加えるとともに、第14条第1項において保証人を立てることができることとし、第2項において、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据え置き期間経過後の災害援護資金の利率を、延滞の場合を除き、年1.5%とします。また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第2項が同様に削除されたため、そこに規定をされておりました内容を第3項として規定するものであります。

次に、借り受け人の召喚を容易にし、市町村の確実な債権回収を促すため、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項に月賦償還が加えられたことに伴い、第15条第1項に月賦償還を加えるものであります。

また、見出しを保証人とした災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条が削除され、第9条以降が1条ずつ繰り下げられたことに伴い、第15条第3項中の保証人語句を削除し、第12条を第11条とするものであります。

以上、雑駁ではありますが、甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件について説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 災害援護資金ということで、対象者は、一旦受け付けようとするときにはどこへ行くんですか。それでその制限というのはあるんですか。どういう人が受けられるのかという、その辺をちょっとお願いしたいんですが。

○委員長（滝川美幸君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） まず、資金を受けられる対象者になりますけれども、都道府県内で災害救助法が適用された災害が発生しまして、市町村が1以上ある災害の場合、実施主体が市町村、甲斐市が主体となりまして貸し付けを行うものであります。

なお、貸し付け限度額等も定められておまして、世帯主の1カ月以上の負傷とか、あと家財の損害、住居の半壊、全壊に対しましてそれぞれ金額が定められておまして、先ほど申しました限度額が35万円というような形になっております。

なお、貸付金に際しましては、その世帯員の前年の住民税のほうの所得の制限が設けられているところであります。

受付場所は、先ほど事業主体が甲斐市ということになりますので、甲斐市の防災危機管理課になるような形になります。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 今のお話聞くと、例えば一番危険性の、危険ということはないですけども、貸し付けたはいいんですけども、取れなかったと、結果的に。そういうこともあり得ると思うんですけども、例えば、そういう方々の収入とかそういったものは全然関係なく、被害に遭われた方は全て対象とするという考え方でいいんですか。

○委員長（滝川美幸君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 先ほどちょっと説明をさせていただきましたけれども、その世帯員の前年の住民税の所得額によって制限がありますので、それ以下の方については、残念ながら貸し付けができない。できるだけ、災害で返済は大変にはなるんですけども、そういった返済が見込める方というか、その辺は言われているところであります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 最初に保証人とか書いてあるところに、印鑑証明書というのが必要だというふうに書いてありますけれども、被災者証明書、ああいったものは要らないんですか。

○委員長（滝川美幸君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） この資金の貸し付けの申請には、そういった罹災証明等は必要となっております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに、傍聴議員より質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第18号の質疑を終了いたします。

これより、議案第18号 甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第18号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第18号を終わります。

ここで、職員の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時49分

○委員長（滝川美幸君） それでは、ちょっと2分ほど早いですけれども、会議を再開したいと思えます。

続いて、議案第20号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

土屋生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） お疲れさまです。

生涯学習文化課より、議案第20号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の一部改正の件についてご説明をさせていただきます。

議案集は89ページ、90ページ、議会資料は68ページとなります。

まず、議案集の90ページをお願いいたします。

竜王中部公園セミナーハウスについて、供用開始後1年目の利用状況を検証する上で、使用料については、類似施設である敷島総合文化会館及び双葉ふれあい文化館と同様の取り扱いとすることが適切であることから、所要の改正を行うものであります。これが、本条例案の提案理由でございます。

条例の一部改正の内容につきましては、議会資料の68ページの新旧対照表で説明いたします。

まず、右側の旧改正前をごらんください。

条例の中の別表になりますが、一番右欄のアンダーラインがあります部分、備考、冷暖房を使用するときは30%を加算するを削除しまして、次に左側に目を移していただき、新の改正後になります。表の下にアンダーラインがあります部分、備考1、冷暖房利用の場合は、施設使用料の額に100分の30を乗じた額を加算する。2、利用時間は、準備、片づけ、清掃等の所要時間を含むものとする。3、利用者が入場料、その他、これに類する料金を徴し、また営利を目的とする場合の使用料は、施設使用料の額に100分の200を乗じた額とするを、新たに追加させていただくというものです。

特に大きな改正点といたしましては、3の入場料その他、これに類する料金を徴し、また、営利を目的とする場合の使用料は、施設使用料の額に100分の200を乗じた額とする、いわゆる使用料金を2倍にするというものでございます。

セミナーハウスは公民館ではございませんので、公民館では使用が制限される利用団体等がこちらを使用するわけですが、その場合について、これまでこの表記がされておりましたので、同様の施設であります敷島総合文化会館、双葉ふれあい文化館の条例に合わせる形で一部改正をお願いするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この新の備考の1、2、3は、総合文化会館や双葉のほうもついているということよろしいでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） おっしゃるとおり、こちらにつきましては、総合文化会館、双葉ふれあい文化館条例に準則する形で作成させていただいております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

秋山委員。

○委員（秋山照雄君） この研修室1、2、3、4、和室、この広さはみんな同じ広さですか。

○委員長（滝川美幸君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 面積まで今、ちょっと手元に資料がなくて申しわけありませんが、研修室につきましては、広い研修室を真ん中パーティションで区切られていますので、1、2及び3、4については一つの研修室を半分にするので、1と2は一緒、3と4が一緒という形になっております。和室については、畳の部屋で約20畳ぐらいと思いましたが、すみません、正確な数字じゃなくて申しわけありません。

○委員長（滝川美幸君） ほかに、質疑ありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） こういうところで入場料を取るといのはどんなケースなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） いわゆる営利目的の使用ということになるんですけども、ダンス教室、音楽教室の集客のイベント、それから企業の販売促進の勉強会、整体などの治療院の集客イベントなどが開催されております。

○委員長（滝川美幸君） 秋山委員。

○委員（秋山照雄君） ここの駐車場等で何かイベントをやる場合は、別に建物じゃないから料金は取らないということですか。

○委員長（滝川美幸君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 一応セミナーハウスのほうの使用料には含まれておりませんが、こちらのほうにつきましては、行政財産の使用料で、総務のほうでどういう判断をするかということで、その申請があったときに検討させていただくということでございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

清水議員。

○議員（清水正二君） 備考のところの3番で、営利を目的とするというふうなものが新しくできたんですけども、ある利用者からも、そういう団体が多くてというふうなことで話ももらっているんですけども、甲斐市の中にあっては今2倍ということで、500円が2倍とい

っても1,000円ですよ。そこら辺で、近隣のそういう状況というのはどういう金額になっているんですか。聞くところによると、甲府市なんかの場合であれば、高いから、甲斐市のほうにそういう営利を目的とした人たちが来るというふうな話を聞くんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 確かに、前の中部公民館を取り壊してセミナーハウスを建てて、新しい建物ですから料金改定をという話があったんですけども、甲斐市全体の施設の使用料の見直しということがそのとき上がっておりましたので、セミナーハウスだけ先走りをして料金を上げるわけにもいかず、古い中部公民館と同様の、研修室は500円という形で来ております。

確かに甲府市と比べると安いということで、こちらを使う企業や会社がふえているわけなんですけれども、現在のところ、それによって一般の方が使用しづらいという意見は聞いておりません。今回の改正も、平日500円が倍になったところで、もともと使用料が安価なので、締め出すための改正ではありませんので、影響はないと思われまますけれども、営利を求める団体と一般市民の利用者の金額が一緒なのは不公平感があるということでもありますので、そういった一般市民の心情を考えての一部改正となりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（滝川美幸君） 清水議員。

○議員（清水正二君） 今回、そういう形の中で条例で倍ということなんですけれども、金額にして500円が1,000円ということで、要は公共の福祉というふうなことが一番の目的だと思うので、営利というものについては、今後、いろいろそういう中で検討して、今回この条例なんだけれども、そういった中で、ぜひ一般の利用者にそういう影響が出てくるようであれば、またご検討願いたいと思います。要望です。

○委員長（滝川美幸君） 要望ということですので、よろしく願いたします。

ほかに、傍聴議員より。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 貸し方の規定というのは、例えば同じ団体に1カ月間を1週間ごとに貸すとか何か、そういったことはしないとか、何かそういった決まりみたいなものはありますか、このほかに。どんなふうに決めているかというのは、抽せんか何かですか。

○委員長（滝川美幸君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 利用する日にちの2カ月前から申請ができるんですけども、今のところ、体育館とかスポーツ施設みたいに抽せんをするほどではなく、かぶったらほかの部屋に移ったりとか、時間をずらすということで利用ができているという話を聞いております。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） すごく使いやすいから、毎週ではないけれども、定期的に1カ月一週ずつずっと借りていこうとか、そういう場合はそれは認めていないんですか。どんなふうにしていますか。それとも認めるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 特に利用の制限、回数、月に何回とかという規定はございませんので、毎週水曜日に同じ部屋をとりたいということで、2カ月前に、早い者勝ちになってしまいうんですけども、言って申請をすれば利用できるという状況でございます。

○委員長（滝川美幸君） ほかに。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 同じく3番のところなんだけれども、営利を目的とするというところが出てくると思うんですけども、いずれ公序良俗に反しない限りはその範囲に入ることなんだけれども、例えば移動販売とかよくあるじゃないですか、法律相談とか、いろんなところが使うかもしれないと思いますけれども、その使用の申請は各館長に行きますよね、まずは。各館長がそこで判断しちゃうんですか。それとも、ちょっとややこしいという場合は課長のところまで上がってくるんですか。そこで判断するとか。要するに、その団体の性質というか、いいのか、悪いのか、そういう判断はどこでおやりになっているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 一番は館長が判断をするわけですけども、議員がおっしゃるように難しい案件につきましては、本課のほうに相談が来る内容となっております。今、インターネット普及していますので、申請来たときにちょっと怪しいところは、インターネット検索すると書き込み等がありますので、そこで予防線を張っているという状況でございます。

○委員長（滝川美幸君） ほかに、傍聴議員、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第20号の質疑を終了いたします。

これより、議案第20号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第20号を終わります。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第5号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、そのようにいたします。

初めに、総務課より、2款総務費、1項総務管理費及び4項選挙費について説明をお願いいたします。

石合総務課長。

○総務課長（石合雅史君） お疲れさまです。

総務課所管事業の補正予算につきまして説明いたします。

補正予算説明書12、13ページとなります。

初めに、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、14国際交流事業は、19節の負担金補助及び交付金141万9,000円の減額補正となります。毎年実施しておりますアメリカ、アイオワ州、キオカック市及びオーストラリア、タラマラハイスクールへの派遣並びに受け入れ事業につきましては、今年度、キオカック市友好交流団を受け入れ、また、タラマラハイスクールへの派遣を行いました。事業の終了、清算に伴いまして、事業主体である甲斐国際協会に交付した補助金のうち、不用額について戻入を行い、補正減をいたすものであります。

次の、目6情報管理費は、財源更正となります。01情報化推進事業につきましては、下今井地内、県道甲府韮崎線道路拡幅工事、また、敷島竜王線、下福沢地内における落石防止工事に伴い、甲斐市光ケーブル移設工事に対する県の補償額が確定したことによる財源更正となります。県道甲府韮崎線に係る経費等につきましては、昨年6月補正において、工事費580万円、それに対する県補償金152万2,000円を計上いたしました。その後、補償費における光ケーブル耐用年数について、10年を25年とする見直しにより174万7,000円が増額となったものであります。

また、03業務系システム運営事業におきましては、マイナンバーカードへの旧姓併記に対するシステム改修並びに介護報酬の改定に伴いますシステム改修に対する総務省及び厚生労働省からの補助額確定による財源更正となります。

なお、歳入の補正につきましては、説明書の6、7ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金に総務省分314万8,000円を、厚生労働省分121万2,000円を計上いたしております。

また、説明書の10、11ページ、款20諸収入、項5雑入、目1雑入の総務費雑入に光ケーブル移転補償費183万6,000円を計上しておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明書の12、13ページに戻りまして、次の項4選挙費、目3市議会議員選挙費、01市議会議員選挙職員費及び02市議会議員選挙執行事業は、昨年4月15日に告示、22日に投開票が行われた市議会議員選挙経費の清算により、不用額を補正減いたすものであります。

説明書14、15ページとなります。

目5土地改良区総代選挙費、02土地改良区総代選挙執行事業は、昨年の3月29日に告示

された竜王土地改良区総代選挙が無投票となったため、不用額の減額を行います。

なお、選挙に要する経費は、土地改良区からの委託金を充てるため、説明書の10、11ページに記載がございます歳入におきましても、同額の減額補正を行っております。

ページ戻りまして、次の目7 県議会議員選挙費、01 県議会議員選挙職員費は48万円、02 県議会議員選挙執行业は336万3,000円の増額補正となります。県議会議員選挙は、本年3月29日告示、4月7日の投開票で執行されます。当初予想していた選挙期日が早まったため、平成30年度中に執行いたします選挙経費の不足分につきまして増額を行うものでございます。

なお、説明書の8、9ページの歳入にございます総務費委託金におきましても、同額の補正増を行っておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、総務課所管事業の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑はありませんか。

ないということよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員より質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ありませんか。

それでは、なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、総務課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、会計課より、2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いいたします。

横森会計管理者。

○会計管理者（横森貴志君） お疲れさまでございます。

それでは、会計課からお願いいたします歳出の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の12、13ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財務管理費、20財務管理費会計課につきましては12万4,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、支払い案内はがきの発送件数がふえたことにより、役務費の通信運搬費が不足するため増額するものでございます。

以上、補正予算につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ありませんか。

それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、会計課関係の質疑を終了いたします。

続いて、市民活動支援課より、2款総務費、1項総務管理費及び4款衛生費、2項環境衛生費について説明をお願いいたします。

白神市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 市民活動支援課より、補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の12、13ページの中段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、9目交通安全、防災対策費、13のチャイルドシート貸し出し交通災害共済事業につきましてご説明申し上げます。

補正前の額4,797万2,000円から補正額20万円を増額し、補正後の額4,817万2,000円とす

る補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、チャイルドシート貸与事業の利用者増による委託料の増加に対応するためでございます。

以上が、チャイルドシート貸し出し交通災害共済事業の説明とさせていただきます。

続きまして、補正予算説明書の18、19ページ、上から4段目をお願いいたします。

4款衛生費、2項環境衛生費、3目やすらぎ聖苑管理費、01の一般管理費につきましてご説明申し上げます。

補正前の額4,050万円から244万8,000円を減額し、補正後の額3,805万2,000円とする補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、平成29年度から火葬業務に加えまして受付業務を一括して委託をしておりますが、この委託の当初予算額1,800万円に対しまして、今年度の施設運営管理業務委託契約額が1,555万2,000円となりました。その不用額244万8,000円を減額するものでございます。

以上の2点で市民活動支援課長の補正予算についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） チャイルドシートなんですけれども、新しいものを貸与、もちろん頼んでいるので、委託しているのであれなんです、きれいな新しいものを使っていますよね。何か前にもそういうこと、ちょっと利用者から言われたので聞いたんですが、今、そういったことで苦情はないですね。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 今回、利用者が増ということで補正をお願いしたところでありまして。当初予算のほうで新たにチャイルドシートのほうを4年計画で購入をして、す

ぐ貸せるような体制とするような予定で動いております。よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） やすらぎ聖苑のところで240万8,000円不用額があったということなんだけれども、これは今後、やっぱりこの金額で受付業務含めて推移していくという考え方でいいのか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 5者の入札による結果となっておりますので、多少変動はあるかと思えますけれども、やはり競争が働いた結果ではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 確認の意味で、入札のサイクルというのは毎年やるんですか。それとも2年とか3年とか、どうだったか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 現状は毎年行っております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに、傍聴議員、質疑ありますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、市民活動支援課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、学校教育課より、10款教育費、1項教育総務費及び4項学校給食費について説明をお願いいたします。

内藤学校教育課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 大変お疲れさまでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、学校教育課に係ります補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書20、21ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、03市単独学校教育支援員等配置事業55万6,000円の減額補正をお願いするものです。

内容でございますが、この事業に位置づけております県の補助事業である運動部活動顧問任用事業におきまして、県の要綱が変更となり、補助対象となる勤務時間が、当初の336時間から210時間に引き下げられたことに伴い、報酬と旅費を合わせて55万6,000円を減額するものでございます。

それに伴いまして、報酬に対する運動部活動顧問任用事業費補助金が減額となるため、財源内訳の特定財源、国県支出金、運動部活動顧問任用事業費補助金38万1,000円の減額補正をあわせてお願いするものでございます。

なお、この歳入の減額につきましては、補正予算説明書の8、9ページ、中段になりますが、中学校費補助金としまして運動部活動顧問任用事業費補助金38万1,000円の減額を計上してございます。

次に、20、21ページにお戻りいただきまして、同じく11学校庶務費329万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、学校図書館並びに市立公共図書館管理システム機器の新規購入に当たりまして、入札による契約差金が発生いたしました。学校図書館分の減額補正をお願いするものでございます。

次に、財源内訳、その他財源としまして、地域自殺対策強化事業費補助金としまして282万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、当初予算編成時では、本市が創甲斐教育推進事業として実施しております楽しい学校生活を送るための学級づくり推進事業におけるQUテストが、自殺対策強化事業に当たるとして、県からの補助事業の内定を受けておりましたが、補助要綱等の変更に伴い、県と国との協議の中で自殺対策強化事業としては認定されなくなったため、補助金の減額補正をお願いするものです。

こちらにつきましても、補正予算書8、9ページの社会福祉費補助金としまして、地域自殺対策強化事業費補助金の減額を計上してございます。

なお、QUテストにつきましては、当初の計画どおり一般財源で実施をしております。

次に、4項学校給食費、1目給食センター費、03給食センター運営費でございますが、362万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、敷島及び双葉学校給食センターでは、当初予算編成時より児童・生徒数が少なくなったことから、給食の食材料費の不用見込み額379万9,000円の減額と、双葉中学校において、この4月、クラス数の増加に対応するため、食缶等の備品購入費17万2,000円の増額を合わせまして362万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

また、財源内訳の特定財源としまして、諸収入の給食費379万9,000円の減額となります。

次に、2目学校給食費、01学校給食費でございますが、281万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、竜王地区の各小・中学校では、当初予算編成時より児童・生徒数が少なくなったことから、給食の食材料費の不用見込み額292万6,000円の減額と、竜王北小学校において、この4月の児童数の増加に対応するため、食器などの消耗品10万8,000円の増額を合わせまして281万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

また、財源内訳の特定財源としまして、諸収入の給食費292万6,000円の減額となります。

以上で、学校教育課関係します補正予算についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 20、21の自殺対策のさっきの説明をもう一度ちょっとすみません。

○委員長（滝川美幸君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） QUテストというものを、創甲斐教育推進事業の中で行っておるんですけども、このテストが、当初、福祉課あるいは県との協議の中で、総合的に考えて自殺対策の強化事業に当たるであろうというふうなことで、県のほうからも事業の内定を受けておったんですけども、国のほうの要綱も少し変わりました、県と国が協議した結果、このQUテストは自殺対策としては当たらないというふうなことになりましたので、歳入の補助金の減額をお願いするというものでございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに、委員より質疑はありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員より質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、学校教育課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 28 分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、図書館より、10款教育費、6項社会教育費について説明をお願いいたします。

保坂図書館長。

○図書館長（保坂和也君） お疲れさまです。

図書館の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の22ページ、23ページをお願いいたします。

10款教育費、6項社会教育費、第5目図書館費につきまして、補正前の額1億8,178万6,000円から501万3,000円を減額し、1億7,677万3,000円とするものです。

内容につきましては、14図書館業務電算事業で、システムの入替えによります備品購入費の減額です。端末機21台、検索機8台などの購入に伴い、契約差金が生じたことによる減額を行うものでございます。

財源の内訳は、合併特例債を790万円減額し、一般財源を288万7,000円の増額です。

また、財源更正がございまして。

財源内訳の諸収入につきまして、12図書館資料購入事業に充てている山梨県市町村振興協会市町村交付金の確定に伴いまして、その他財源を280万6,000円増額し、一般財源を同額減額するものです。合計いたしまして、図書館の財源としまして、5目図書館費としまし

て、合併特例債を790万円減額、その他財源を280万6,000円増額、一般財源を8万1,000円増額となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、図書館関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、企画財政課より、12款公債費、1項公債費及び13款諸支出金、1項基金費について説明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課がお願いいたします歳出の補正予算につきまして説明いたします。補正予算説明書の22、23ページをお願いいたします。

12款公債費、1項公債費、1目元金、01元金につきましては、平成19年度に元利均等方式の20年償還で、10年後に利率を見直す条件で借り入れをしました市債、また、平成24年度に元利均等方式の10年償還で、5年後に利率を見直す条件で借り入れしました市債につ

いて、利率見直しにより利率が下がったことに伴い、元金が増額となる額としまして265万3,000円、平成29年度分として、昨年5月に新規に借り入れた市債の借り入れ条件の確定に伴う4,764万2,000円、合計としまして5,029万5,000円の増額をお願いするものであります。

2目利子、01利子につきましては、利率見直しにより利率が下がったこと及び平成29年度分として新規に借り入れた市債の借り入れ利率決定に伴いまして、725万7,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、13款諸支出金でございます。

24、25ページをお願いいたします。

1項基金費、1目財政調整基金費、01財政調整基金積立金につきましては、今回の補正予算に伴います歳入歳出の差し引き額7,019万2,000円、基金運用利子の利率確定に伴い184万7,000円、合計いたしまして7,203万9,000円を財政調整基金に積み立てるため、増額をお願いするものでございます。これによりまして、本年度末の財政調整基金の残高につきましては、42億3,375万2,000円と見込まれ、平成29年度末の残高と比較いたしますと、2億3,673万8,000円の増となる見込みであります。

次に、2目減債基金費、01減債基金積み立てにつきましては、基金運用利子の利率の確定に伴い5万6,000円を増額するものでございます。

8目公共施設等整備基金費、01公共施設等整備基金積み立てにつきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、今後、施設の改修等を進めていく財源といたしまして2億円の増額と、基金運用利子の利率の確定に伴う45万9,000円の増額によりまして、合計で2億45万9,000円を増額するものでございます。

9目土地開発基金費、01土地開発基金積み立て24万1,000円、13目まちづくり振興基金費、01まちづくり振興基金積み立て44万2,000円につきましては、それぞれ基金運用利子の利率確定に伴い、増額するものでございます。

以上、歳出でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、企画財政課関係の質疑を終了し、以上で歳出の質疑を終了いたします。

続いて、歳入について行います。

企画財政課より、10款地方交付税から21款市債まで、一括で説明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 引き続きよろしく願いいたします。

それでは、このたびの一般会計補正予算2億2,731万5,000円につきまして、財源となります歳入予算について、一括で説明いたします。

各所管課において、それぞれ歳出に合わせまして歳入の説明もあったこととしますので、一括して簡単に説明させていただきます。

予算説明書の6、7ページをお願いいたします。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税5億7,428万2,000円でございます。地方交付税のうち、普通交付税の本年度交付決定額が50億7,428万2,000円となりましたので、当初予算計上額45億円との差額を増額補正するものでございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項負担金、5目農林水産業費負担金、1節農業費負担金441万6,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、上堰頭首工本復旧事業費関係自治体負担金1,185万4,000円の増額につきましては、本復旧事業費の確定及び平成31年度当初予算の前倒しで実施するため、関係自治体からの負担金でございます。補助整備事業受益者負担金743万8,000円の増額につきましては、県営土地改良事業における双葉北部地区の中山間地域総合整備事業に係る事業費の減額による受益者負担金でございます。

次に、10目災害復旧費負担金、1節農林水産施設災害復旧費負担金53万5,000円の増額につきましては、現年度、農林水産施設災害復旧費における楯無堰頭首工復旧事業費の増額に伴う、関係自治体及び土地改良区からの負担金でございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金につきましては、助産母子生活支援事業の決算見込みに伴い、292万8,000円を減額するものでございます。

3節児童手当負担金567万8,000円の減額につきましては、児童手当の決算見込みに伴い、

国庫負担金を減額するものでございます。

6節生活保護費負担金1,927万5,000円の増額につきましては、生活保護費の扶助費の決算見込みに伴いまして国庫負担金を増額するものでございます。

8節介護保険負担金2万9,000円の増額につきましては、低所得者保険料軽減に対する国庫負担分を一般会計で受け、県負担分、市負担分と合わせまして介護保険特会に繰り出すものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金436万円の増額でございます。

内訳といたしまして、社会保障税番号制度システム整備費補助金314万8,000円につきましては、総務省分として、旧姓表示に伴うシステム改修分が交付されることになったことによる分であります。また、システム改修事業補助金121万2,000円につきましては、厚生労働省分として、介護報酬の改定に伴うシステム改修分が交付されることとなりましたので、これらの補助金につきましては、総務費の業務系システム運営事業へ充当し、財源更正をするものでございます。

次に、7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金447万1,000円の減額につきましては、市営住宅管理事業における市営田畑団地2号棟屋上外壁工事に係る国庫補助金である社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い減額するものでございます。

次に、4節都市計画費補助金2,800万円の減額でございます。

内訳といたしまして、まず、地方創生道整備推進交付金につきましては、国の二次補正により500万円が追加交付されることとなったため、塩崎駅周辺整備事業へ充当し、財源更正するものでございます。次に、社会資本整備総合交付金につきましては、幹線道路整備事業に係る国庫補助金の交付決定に伴い、3,300万円を減額するものでございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金でございます。

8、9ページをお願いいたします。

2目民生費負担金、2節児童福祉費負担金146万4,000円の減額につきましては、国庫負担金と同様に、助産母子生活支援事業の決算見込みに伴い、県負担分を減額するものでございます。

3節児童手当負担金216万1,000円の減額につきましても、国庫負担金と同様に、児童手当の決算見込みに伴い、県負担分を減額するものでございます。

次に、7節介護保険負担金1万4,000円の増額につきましても、国庫負担金と同様に、低

所得者保険料軽減に対する県負担分を一般会計で受け、国庫負担分、市負担分と合わせて、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金282万1,000円の減額です。これは当初予算において、教育費の学校庶務費に計上しておりました楽しい学校生活づくり事業の財源として、地域自殺対策強化事業費補助金を計上しておりましたが、この事業が補助対象外となったことに伴う減額であり、学校庶務費において財源更正するものでございます。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、こども医療費助成金の決算見込みに伴い、県補助金の補助対象である未就学児分の増額分の2分の1となる484万2,000円を増額するものでございます。

次に、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金731万3,000円の減額でございます。

内訳といたしましては、まず、農業委員会補助金につきましては、農業委員、農地利用最適化推進員の活動実績及び成果実績に伴い、643万1,000円を減額するものでございます。

次に、農業次世代人材投資事業費補助金につきましては、就農者に対して交付するものですが、全額県補助金であり、事業費の決算見込みに伴い、歳出と同額の225万円を減額するものでございます。

次に、土地改良事業等補助金29万2,000円を増額につきましては、県において台風21号、24号により被害を受けた鳥獣害防除施設の復旧を支援する県単被災鳥獣害防除施設復旧支援対策事業を実施することとなり、12月補正で増額した有害鳥獣捕獲等対策事業が補助対象となりましたので、財源更正をするものであります。

次に、被災農業施設復旧対策支援事業費補助金につきましては、台風24号により被災した農業者の災害復旧に対して補助する災害農業者向け経営体育成支援事業の財源として107万7,000円を増額するものでございます。

次に、9目教育費県補助金、2節中学校費補助金38万1,000円の減額につきましては、運動部活動顧問任用事業の決算見込みに伴い、県補助分を減額するものでございます。

次に、3項委託金、1目総務費委託金、2節選挙費委託金384万3,000円を増額につきましては、県議会議員一般選挙の選挙日程の確定に伴い増額するものでございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金330万5,000円を増額につきましては、説明欄にございますとおり、各種基金運用利子の利率確定に伴う運用益の補正となります。

10、11ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金、2節児童福祉費寄附金10万円の増額につきましては、島上条に在住の方から、敷島ふれあい中央児童館で児童図書等を購入してほしいとのことで寄附の申し入れがあったことに伴い増額するものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、12目地域振興基金繰入金、1節地域振興基金繰入金13万6,000円の増額につきましては、平成29年度2月補正以降の精算未処理金の増額分と雑入で受け入れます競輪場外車券売り場地元対策費の減額分の差額を、こども医療費助成事業に充てるため、地域振興基金から繰り入れるものでございます。

次に、2節特別会計繰入金、10目介護サービス特別会計繰入金、1節介護サービス特別会計繰入金106万5,000円の増額、12目合併浄化槽事業特別会計繰入金、1節合併浄化槽事業特別会計繰入金9,000円の増額につきましては、介護サービス特別会計、合併浄化槽事業特別会計、それぞれへの繰出金について、平成29年度決算による精算分を一般会計へ繰り入れるものでございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目雑入、1節総務費雑入394万6,000円の増額につきましては、まず、財団法人山梨県市町村振興協会市町村交付金は、交付決定に伴いまして280万6,000円を増額するものでございます。

なお、この交付金につきましては、教育費の図書館資料購入事業の財源としておりますので、今回の増額に伴い財源更正となります。

次に、光ケーブル移転補償金183万6,000円の増額につきましては、双葉庁舎北側の県道拡幅工事、下福沢地内ののり面改修工事に伴う光ケーブルの移転補償金でございますが、工事費については既存の予算で対応するため、当該事業である総務費の情報化推進事業に充当して財源更正するものでございます。

次に、土地改良区総代選挙委託金69万6,000円の減額につきましては、竜王土地改良区総代選挙が無投票となったための減額となります。

次に、6節商工費雑入100万円の減額につきましては、競輪場外車券売り場の売上金の見込みから、競輪場外車券売り場地元対策費を減額するものでございます。

次に、9節教育費雑入672万5,000円の減額につきましては、小・中学校給食費の決算見込みに伴いまして減額するものでございます。

次に、21款市債でございます。

1項市債、1目総務債、2節臨時財政対策債につきましては、当初予算において10億円

を計上しておりましたが、本年度発行額を7億円に抑制し、3億円を減額するものでございます。

次に、10目災害復旧費、1節災害復旧費につきましては、10月専決補正時に計上しました災害復旧債の額1,670万円ではありますが、工事費分のみについて積算して計上いたしましたが、設計費についても起債対象となることが確認できましたので、差額である1,120万円を増額するものでございます。

次に、12目合併特例債、1節合併特例債4,110万円の減額につきましては、今回の補正予算の中で、借り入れ額の変更としまして、県営土地改良事業の龍池ため池等整備事業、市営住宅管理事業の田畑団地2号棟改修事業、保育園建てかえ事業、県営土地改良事業の中山間地域総合整備事業、市営住宅管理事業の川辺町団地改修設計、塩崎駅周辺整備事業、幹線道路整備事業、図書館ネットワークシステム導入事業などであります。

次に、地方債の現在高の見込みに関する調書につきまして、30ページをお願いいたします。

表の一番下の行が合計でございまして、中ほどの起債見込み額の列にございまして、今回の補正で3億2,990万円を減額いたしますと、本年度の起債発行見込み額は24億5,584万円となり、一番右の列にございまして、平成30年度末の現在高は245億7,387万4,000円となる見込みでございまして。

以上、歳入についてご説明申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） お疲れさまでした。説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 6、7ページ、一番最初の交付税ですが、5億の増額というのは、毎年こんなものだったんでしょうか。それとも何か理由が。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 当初予算を45億に計上させてもらっているんですが、若干、抑制の計上となっております。8月ごろ交付税が算定して決定しておりますけれども、50億7,428万2,000円が交付決定となっておりますので、その差額分5億7,428万2,000円増額ということで、例年3月補正、ことしは2月補正でありますけれども、同等の額を補正しているということでありますのでご理解をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに、委員より質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、歳入の質疑を終了し、議案第5号の質疑を終わります。

これより、議案第5号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第5号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時56分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、議案第9号 平成30年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いいたします。

白神市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 市民活動支援課より、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の80、81ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明させていただきます。

2款繰越金、1項繰越金につきましては、平成29年度繰越金の確定に伴いまして、24万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、3款諸収入、1項貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金と宅地取得資金を合わせまして、当初、92万6,000円を予算計上しておりましたが、繰越金及び償還金の額により24万6,000円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、82、83ページをお願いいたします。

歳出について説明をさせていただきます。

1款事務費、1項事務費、2款公債費、1項公債費のいずれにつきましても財源の更正でございます。貸付金元利収入の減額に伴いまして、前年度からの繰越金を充当するものでございます。

以上、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算につきましてのご説明を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

これより、議案第9号 平成30年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

(第1号)について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第9号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。

慎重審議、大変お疲れさまでございました。

最後に、その他を行います。

委員より、その他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ありませんか。

事務局より何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ほかになければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時59分